

2021年 6月15日

合成樹脂製食品容器包装等に関するポリ衛協承継基準

A 確認証明書

住 所 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番1

会員名 株式会社 ENEOS NUC

会員番号 A00199

管理番号 D027

一般財団法人 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター



上記の申請者に係る下記の登録番号製品について、ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準に基づく確認証明書の交付規程第6条の規定に基づき、ポリ衛協承継基準及び国ポジティブリスト制度への適合を確認したことを証明する。

記

登録番号	[A]EZar-15577-L	分類記号	I c-1-E-Zar
品 名	ポリエチレン樹脂（自然色）		
銘 柄 名	NUCG-5211B		
制限内容	Z a r L 油性・水性（pH5超）・酸性（pH5以下）食品、酒類用の全てに適合 100℃以下に適合 油脂・水性（pH5超）・酸性（pH5以下）食品の100℃を超えるものに適合 添加量制限のある添加物を含むもの		
摘 要	2014年10月29日 付新規登録（新規）		
	2021年 6月15日 付再交付登録（再交付1・承継基準による・会社名変更・他）		
	2016年 5月24日 付再交付登録（銘柄名変更）		

一般財団法人 化学研究評価機構 食品接触材料安全センター（以下、「JCII」という）はポリオレフィン等衛生協議会の事業を承継いたしました。この「確認証明書（ポリ衛協型）」は2018年の食品衛生法改正で導入されたポジティブリスト制度に整合した「ポリ衛協承継基準」に基づいて交付しており、国ポジティブリスト制度への適合または国ポジティブリストへの収載を確認したものです。

確認証明書 の種類		A 確認証明書：容器包装・器具、合成樹脂 B 確認証明書：添加剤、塗布剤、着色剤 C 確認証明書：A 及び C 登録品を使用する容器包装・器具等																															
合成樹脂分 類又は使用 対象合成樹 脂	A	AS樹脂	L	ポリアセタール	X	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル																											
	B	ABS樹脂	M	メタクリル樹脂	Y	ポリアリルサルホン																											
	C	ポリブテンー1	O	ポリフェニレンエーテル	Z	ポリメタクリルスチレン																											
	D	ポリクロヘキシレンジメチレンテレフタレート	P	ポリプロピレン	NR	ポリエステルカーボネート																											
	E	ポリエチレン	Q	ポリエチレンテレフタレート	NE	エチレン・テトラシクロドデセン・コポリマー																											
	F	ふっ素樹脂	R	ポリカーボネート	NS	ポリ乳酸																											
	G	ポリアクリロニトリル	S	ポリスチレン	NT	ポリブチレンサクシネート																											
	H	ポリメチルペンテン	T	ポリブチレンテレフタレート	NB	エチレン・2-ノルボルネン樹脂																											
	I	ポリエーテルイミド	U	ポリアリレート	NP	3-ヒドロキシ酪酸・3-ヒドロキシヘキサン酸共重合体																											
	J	ブタジエン樹脂	V	ポリビニルアルコール	NC	PCN 樹脂																											
	K	ナイロン	W	ポリエチレンナフタレート	N	2 種以上の樹脂用																											
確認証明書 の番号の解 説	A 確認証明書の場合 申請区分の記号 合成樹脂の分類記号 合成樹脂（原料）の場合の含有する添加剤由来の添加量制限記号 溶出試験に起因する厚み制限記号 添加剤由来、基ポリマー由来の制限記号（添加量制限を除く） 固有番号 100℃超の使用温度の記号（食品分類による記号の使い分けがあるので注意。） 100℃以下の使用温度の記号 食品分類の用途制限記号 [A]EZar-10001-LMU <table><tr><th colspan="3">固有番号</th></tr><tr><th></th><th>5桁番号</th><th>4桁番号</th></tr><tr><td>合成樹脂（原料）（自然色）</td><td>10001～</td><td>0001～</td></tr><tr><td>発泡ポリスチレン樹脂（自然色）</td><td>20001～</td><td>3001～</td></tr><tr><td>メタクリル樹脂（モノマーキャスト）</td><td>30001～</td><td>5001～</td></tr><tr><td>合成樹脂（着色品）</td><td>40001～</td><td>6001～</td></tr><tr><td>一次加工品（自然色、着色品、塗布品）</td><td>50001～</td><td>7001～</td></tr><tr><td>二次加工品（自然色、着色品、塗布品）</td><td>60001～</td><td>—</td></tr><tr><td>乳等Ⅰ群用合成樹脂（原料）</td><td>90001～</td><td>—</td></tr></table>						固有番号				5桁番号	4桁番号	合成樹脂（原料）（自然色）	10001～	0001～	発泡ポリスチレン樹脂（自然色）	20001～	3001～	メタクリル樹脂（モノマーキャスト）	30001～	5001～	合成樹脂（着色品）	40001～	6001～	一次加工品（自然色、着色品、塗布品）	50001～	7001～	二次加工品（自然色、着色品、塗布品）	60001～	—	乳等Ⅰ群用合成樹脂（原料）	90001～	—
	固有番号																																
	5桁番号	4桁番号																															
合成樹脂（原料）（自然色）	10001～	0001～																															
発泡ポリスチレン樹脂（自然色）	20001～	3001～																															
メタクリル樹脂（モノマーキャスト）	30001～	5001～																															
合成樹脂（着色品）	40001～	6001～																															
一次加工品（自然色、着色品、塗布品）	50001～	7001～																															
二次加工品（自然色、着色品、塗布品）	60001～	—																															
乳等Ⅰ群用合成樹脂（原料）	90001～	—																															
B 確認証明書の場合 申請区分の記号 使用対象合成樹脂の分類記号 使用制限記号（添加剤、合成樹脂に起因する使用制限に限る。） 着色剤の場合の素材に起因する食品分類の用途制限記号 固有番号 [B]NL-10001-※ <table><tr><th colspan="3">固有番号</th></tr><tr><th></th><th>5桁番号</th><th>4桁番号</th></tr><tr><td>添加剤（単品）</td><td>10001～</td><td>0001～</td></tr><tr><td>塗布剤（単品）</td><td>20001～</td><td>—</td></tr><tr><td>添加剤（配合品）</td><td>30001～</td><td>3001～</td></tr><tr><td>塗布剤（配合品）</td><td>40001～</td><td>—</td></tr><tr><td>マスターバッチ</td><td>50001～</td><td>3001～</td></tr><tr><td>着色剤</td><td>60001～</td><td>6001～</td></tr><tr><td>乳等Ⅰ群用添加剤（単品）</td><td>80001～</td><td>—</td></tr></table>						固有番号				5桁番号	4桁番号	添加剤（単品）	10001～	0001～	塗布剤（単品）	20001～	—	添加剤（配合品）	30001～	3001～	塗布剤（配合品）	40001～	—	マスターバッチ	50001～	3001～	着色剤	60001～	6001～	乳等Ⅰ群用添加剤（単品）	80001～	—	
固有番号																																	
	5桁番号	4桁番号																															
添加剤（単品）	10001～	0001～																															
塗布剤（単品）	20001～	—																															
添加剤（配合品）	30001～	3001～																															
塗布剤（配合品）	40001～	—																															
マスターバッチ	50001～	3001～																															
着色剤	60001～	6001～																															
乳等Ⅰ群用添加剤（単品）	80001～	—																															
C 確認証明書の場合 申請区分の記号 合成樹脂の分類記号 固有番号 100℃超の使用温度の記号（食品分類による記号の使い分けがあるので注意。） 100℃以下の使用温度の記号 食品分類の用途制限記号 [C]EZai-10001 <table><tr><th colspan="3">固有番号</th></tr><tr><th></th><th>5桁番号</th><th>4桁番号</th></tr><tr><td>一次加工品（自然色、着色品）</td><td>10001～</td><td>0001～</td></tr><tr><td>二次加工品（自然色、着色品）</td><td>20001～</td><td>4001～</td></tr><tr><td>使用品</td><td>30001～</td><td>9001～</td></tr></table>						固有番号				5桁番号	4桁番号	一次加工品（自然色、着色品）	10001～	0001～	二次加工品（自然色、着色品）	20001～	4001～	使用品	30001～	9001～													
固有番号																																	
	5桁番号	4桁番号																															
一次加工品（自然色、着色品）	10001～	0001～																															
二次加工品（自然色、着色品）	20001～	4001～																															
使用品	30001～	9001～																															
注意事項		(1) 確認証明書（ポリ衛協型）を貼付する製品は、JCII に提出した申請内容と同一品質のものとしてください。 (2) 確認証明書（ポリ衛協型）又はその写し並びにポリ衛協承継基準マーク（以下、「確認証明書（ポリ衛協型）」等）というは、事実と反したり、誤認を生ずる恐れのある方法で使用できません。 (3) 確認証明書（ポリ衛協型）等の使用や表示から生ずる責任は、故意又は過失の有無に係わらず確認証明書（ポリ衛協型）の名義人が全てこれを負うことになります。 (4) 確認証明書（ポリ衛協型）交付規程の定め違反した場合は、同交付規程に基づき確認証明書（ポリ衛協型）の取り消し事実の公表、臨時検査等が行われることがあります。 (5) 確認証明書（ポリ衛協型）交付規程の内容を十分ご理解の上、お取り扱いください。																															